

建設労働者確保育成助成金（女性専用作業員施設設置助成コース(経費助成)）支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、中小元方建設事業主が都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長に計画の届出を行って、自らが施行管理を行う建設工事現場で計画届（建助様式第8号）に記載した女性専用の作業員施設を賃借した場合に、その要した助成対象経費のうち、3 / 5（生産性要件を満たした場合は3 / 4）が支給される建設労働者確保育成助成金（女性専用作業員施設設置コース（経費助成））の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) この申請書は、賃借期間を終了した日の属する月に応じ、次の区分に応じて管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

事業の終了した日の属する月	4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月・12月	1月・2月・3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の1月1日から2月 末日まで	3月1日から 5月末日まで

- (3) この申請書には、以下の書類を添付して下さい。
- イ 賃貸借契約書(写)、各月の賃借料の領収書(写)
 - ロ 実際に賃借した作業員施設の案内図、配置図及び平面図が分かる書類
 - ハ 当該作業員施設の写真（正面、内部及び当該施設を含む建設工事現場全体を撮影したもの）
第1回目の支給申請書には必ず添付してください。
 - ニ 「女性専用作業員施設使用状況報告書」（別様式第6号の5）
 - ホ 当該建設工事に係る工事工程表など工事計画の実績が明示された書類
 - ヘ 施行体制台帳（女性の建設労働者には印を付けたものであること）作業員名簿その他の当該建設工事現場における毎日の作業員の就労状況が分かる資料（名簿の日付、作業員に係る氏名、所属事業所名が明示されており、女性の建設労働者に印が付けられたもの）
当該建設工事現場における女性の建設労働者の就労日数が10日に満たない月に係る賃借料については助成対象外とします（賃借期間が月の途中から始まる月、又は月の途中で終了する月に係る必要な女性の建設労働者の就労日数は、当月の賃借日数を30で除した値を10に乗じた日数（小数点第1位切り下げ）以上とする。）
 - ト 「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）等も併せて添付してください。
 - チ その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) 「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届（写）記載の番号を記入してください。
- (2) 「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (3) 「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (4) 「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、前記1(1)の「生産性要件を満たした場合」の助成率での申請となります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は100円未満切り捨てとなります。